

平成19年12月4日 開会
平成19年12月21日 閉会
(平成19年第4回定例会)

南丹市議会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第238号

平成19年第4回（12月）南丹市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年11月27日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成19年12月4日

2. 場 所 南丹市議会議場

○開会日に応招した議員

仲 絹枝	大 西 一 三	高 野 美 好
森 爲次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊文	中 川 幸 朗	小 中 昭
川 勝 儀 昭	藤 井 日出夫	矢 野 康 弘
森 嘉 三	仲 村 学	外 田 誠
中 井 榮 樹	西 村 則 夫	井 尻 治
村 田 憲 一	松 尾 武 治	八 木 真
谷 義 治	吉 田 繁 治	村 田 正 夫
高 橋 芳 治		

○応招しなかった議員

なし

平成19年第4回（12月）南丹市議会定例会会議録（第1日）

平成19年12月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成19年12月4日 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第103号から議案第116号まで（提案理由説明）
- 日程第4 議案第117号から議案第125号まで（提案理由説明）
- 日程第5 平成19年9月定例会への提出に係る議案第88号から議案第97号まで
(委員長報告～表決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第103号 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(市長提出)
- 議案第104号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第105号 南丹市移動通信用施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第106号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第107号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第108号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第109号 南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第110号 南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第111号 南丹市デジタル防災行政無線施設整備工事（その1）請負契約の変更について
(市長提出)
- 議案第112号 平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定変更について
(市長提出)

- 議案第113号 損害賠償額を定め和解することについて (市長提出)
- 議案第114号 南丹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (市長提出)
- 議案第115号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第116号 南丹市営土地改良事業の施行について (市長提出)
- 日程第4 議案第117号 平成19年度南丹市一般会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 議案第118号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 議案第119号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算 (第1号) (市長提出)
- 議案第120号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) (市長提出)
- 議案第121号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算 (第1号) (市長提出)
- 議案第122号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) (市長提出)
- 議案第123号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (市長提出)
- 議案第124号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算 (第2号) (市長提出)
- 議案第125号 平成19年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算 (第1号) (市長提出)
- 日程第5 議案第88号 平成18年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第89号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第90号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第91号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第92号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第93号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第94号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

- について (市長提出)
議案第95号 平成18年度南丹市商品券事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
議案第96号 平成18年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
議案第97号 平成18年度南丹市上水道事業会計決算認定について (市長提出)
-

出席議員 (25名)

1番 仲 絹枝	2番 大 西 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 真 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 真
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	勝山秀良	課長補佐	森 雅克
係長	西村和代	主事	井上美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐々木 稔 納	副市長	仲 村 健
副市長	岸 上 吉 治	教育長	牧 野 修
参与	國 府 正 典	参与	浅 野 敏 昭
参与	中 島 三 夫	総務部長	塩 貝 悟
企画管理部長	松 田 清 孝	市民部長	草 木 太 久 実
福祉部長	永 塚 則 昭	農林商工部長	西 岡 克 己
土木建築部長	山 内 明	上下水道部長	井 上 修 男
教育次長	東 野 裕 和	会計管理者	永 口 茂 治

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成19年第4回南丹市議会12月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、例月出納検査結果報告が、また、同法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体監査報告書がまいっており、写しを手元に配布しておきましたので、お調べおき願います。

また、閉会中の議員派遣の報告をお手元に配布をしておきましたので、ご覧おき願います。

また、本定例会における理事者出席要求につきましては、お手元配布の文書のとおり要求しておきましたので、ご覧おき願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 芳治君） これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、13番、矢野康弘議員、24番、吉田繁治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月21日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、さよう決します。

日程第3 議案第103号から議案第116号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第3「議案第103号から議案第116号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成19年12月、南丹市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さま方には全員ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それではただいま上程いただきました、議案第103号から議案第116号の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

まず、議案第103号、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について、所要の規定の整理を行う必要があることから、この条例案を提出するものであります。

次に、議案第104号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第105号、南丹市移動通信用施設条例の一部改正についてであります。南丹市移動通信用施設を美山地区で2基設置したことにより、関係条例を改正するものであります。

次に、議案第106号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本年8月の人事院勧告を受けて、10月30日に公務員の給与改定に関する取り扱いについてが閣議決定されましたことに伴いまして、本条例を改正しようとするものであります。国家公務員につきましては、11月26日に勧告どおり一般職給与法が改正され、地方公務員についても国家公務員に準ずることから、本市においても人事院勧告に合わせた所要事項の改正を行うものであります。

まず、俸給表の改正内容につきましては、中高齢層は据え置きとし、若年層を対象とした行政職給料表1級から3級までのプラス改定を行っております。

次に、扶養手当であります。扶養親族である子などに係る支給月額の現行6,000円を500円引き上げ、6,500円としております。

以上の内容につきましては、平成19年4月1日にさかのぼり実施させていただきたいと考えております。

次に、期末勤勉手当でございますが、勤勉手当の支給月数を年間で0.05月引き上げております。この内容につきましては、12月期の支給から適用したいと考えております。

今回、ご提案させていただきました給与改定の内容につきましては、職員団体との協議を経ておりますということを申し添えさせていただきます。

続いて、議案第107号、南丹市社会体育施設条例の一部改正についてであります。南丹市社会体育施設の利用料金の均衡を図るため、施設の機能・利用状況から検証し、妥当な金額に改める必要が生じていると判断したため、当該施設の利用時間及び利用料金を改正しようとするものであります。

次に、議案第108号、南丹市国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法の一部改正に伴い、平成20年4月より施行される保険給付に関する事項を改正するものであり、少子化対策の観点から3歳に達した翌月から義務教育就学前の被

扶養者の自己負担割合を現行の3割から2割に改正しようとするものであります。

次に、議案第109号、南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正についてであります
が、当該施設の利用料金を船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例第5条にお
ける使用料と同額とし、南丹市域内における火葬場の使用条件を同条件としようとする
ものであります。

次に、議案第110号、南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正についてであります
が、本地域につきましては京都府南部地域の線引き見直し
において、区画整理事業を実施する区域を中心に吉富駅周辺地区として、本年11月に
市街化調整区域より市街化区域へ都市計画の変更決定告示がなされた地域であります。
この市街化区域の編入に併せて、地区計画を定めることにより、良好な市街地形成と都
市機能の誘導を図るため、新たに吉富駅周辺地区地区計画を都市計画決定したところで
あります。今回、吉富駅周辺地区地区計画で定めております地区整備計画区域につきま
して、良好な環境で秩序あるまちづくりが確実に実現するよう、改正しようとするもの
であります。

次に、議案第111号、南丹市デジタル防災行政無線施設整備工事（その1）請負契
約の変更についてであります
が、平成19年3月定例議会において議決をいただきました当契約につきまして、各家庭や公共施設に設置いたします個別受信機の配布数の変更、
中継局局舎の構造変更及び反射板の規格変更等に伴い、契約金額2億8,665万円を
1,169万3,850円増額し、2億9,834万3,850円に契約額を変更する
とともに、中継局の建築許可申請手続き及び設置用地の地権者との調整により工事開始
時期が遅れたため、工期を平成20年3月13日から平成20年3月25日に変更する
こととし、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第112号、平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本
線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定変更についてであります
が、JR西日本に委託しております工事費の確定に伴い、協定金額を2,600万円減額し、4億
4,000万円とするものであります。

次に、議案第113号、損害賠償額を定め和解することについてであります
が、美山町が所有していた普通財産（木造茅葺平屋建住居）を平成12年3月10日締結の不動
産売買契約に基づき、美山ふるさと株式会社を仲介人とし処分した対象物件について、
平成19年9月25日、買主よりシロアリによる瑕疵があり契約の目的が達せられない
とする損害賠償請求がありました。つきましては、その額を定め和解を成立させたいの
で、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求めるもので
あります。

次に、議案第114号、南丹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります
が、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正により、
郵便局に特定の事務を取り扱わせる場合、日本郵政公社の民営化後は、地方公共団体が

指定した郵便局において取り扱わせることとなったため、取り扱いを行う市内の郵便局を指定しようとするものであります。

次に、議案第115号、南丹市道路路線の認定についてであります、本路線の城谷口線は、株式会社虎屋京都工場の企業誘致の開発に伴うアクセス道路の整備として築造を行い、すでに完了をしております。虎屋京都工場の操業に先駆けて認定を行おうとするものであります。

次に、議案第116号、南丹市営土地改良事業の施行についてであります、八木町池ノ内地区において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により土地改良事業を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議決を求めるものであります。

以上、何とぞご審議賜り、議決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第4 議案第117号から議案第125号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第4「議案第117号から議案第125号まで」を一括して議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま上程いただきました議案第117号、南丹市一般会計補正予算（第3号）から、議案第125号、南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人事院勧告や機構改革に伴う人件費の補正、事業費や補助金の確定等に伴う精査などによる補正が主なものとなっております。

まず最初に、議案第117号、一般会計補正予算（第3号）につきましては、既決の歳入歳出予算総額にそれぞれ5,063万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を240億9,464万4,000円とするものであります。その内容につきまして、予算に関する説明書に沿って、歳出よりご説明申し上げます。

最初に議会費の614万5,000円の減額は、辞職されました議員に係る人件費の減額等をいたしております。

次に、総務費につきましては、財産管理費の行政財産管理費で、小学校をはじめとする公共施設へのAED（自動体外式除細動器）の導入や情報化推進費で移動通信用鉄塔施設整備事業の減額、諸費で財政調整基金の積立などで1,586万2,000円の追加をいたしております。

民生費におきましては、社会福祉総務費の福祉医療費支給事業や重度心身障害老人健康管理事業、すこやか子育て医療費助成事業の給付費の追加などや国民健康保険事業特別会計への繰出金、高齢者福祉費の老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金、児童福祉総務費では新規事業として、地域子育て支援事業で児童ショートス

ティ委託料、児童福祉施設費で一部借地の城南保育所のグラウンド用地購入費など、合わせて7, 889万円の追加をいたしております。

衛生費におきましては、一般職員給与費の減額や診療所費の直営診療所管理運営費で医薬材料費の追加などにより1, 435万3, 000円の減額をいたしております。

農林水産業費につきましては、農地費の土地改良補助事業で、農道舗装の補助金の追加や土地改良事業三俣川地区換地清算金、林業振興費の森林病害虫等駆除委託料など2, 559万3, 000円の追加をいたしております。

商工費につきましては、商工振興費の企業支援事業で株式会社虎屋の工場用地周囲の作業道新設事業について、単年度施工から3ヵ年事業に変更したことなどにより、3, 635万6, 000円の減額をいたしております。

土木費につきましては、道路橋梁維持費で美山支所管内の除雪車2台の導入を計画いたしましたが、補助事業の関係で1台となつたため減額をいたしております。また道路橋梁新設改良費及び公園費で事業の組み替えなどにより3, 234万7, 000円の減額をいたしております。

消防費につきましては、消防施設費で耐震性貯水槽の工事費が設置箇所の条件等により、増額をいたしております。また、防災対策費で防災行政無線整備工事の事業費精査による減額などにより、32万円の追加をいたしております。

教育費につきましては、小学校教育振興費で就学援助事業の要保護及び準要保護援助費の対象者増加に伴い追加をいたしております。また、文化財保護費で住民参加型まちづくりファンド助成金を原資とした、かやぶきの里保存基金への積立金など2, 043万2, 000円を追加いたしております。

災害復旧費につきましては、林業施設災害復旧費で森林災害復旧補助金58万4, 000円を追加いたしております。

公債費につきましては、公的資金の補償金免除繰上償還の元金の新たな計上や前年度からの繰越事業の関係で利子の減額をいたしており、184万1, 000円の減額をしております。

次に、これらの歳出を賄います歳入につきまして、主な財源のご説明を申し上げます。市税で、固定資産税2, 933万5, 000円、市たばこ税5, 000万円などで、1億1, 529万9, 000円を追加いたしております。

国庫支出金につきましては教育費国庫補助金で、殿田小学校改築に係ります安全・安心な学校づくり交付金6, 747万9, 000円などで7, 317万6, 000円を追加いたしております。

府支出金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金1, 122万3, 000円や情報通信格差是正事業費補助金3, 641万7, 000円の減額、みやま保育所改修事業及びA E D導入経費に充当いたします京都府未来づくり交付金3, 500万円などで1, 115万5, 000円を追加いたしております。

財産収入につきましては土地建物売払収入で、平成台等の普通財産の売払収入などで5, 884万5, 000円を追加いたしております。

寄付金につきましては、美山ふるさと祭りでの売上金6万5, 000円をかやぶきの里美山と交流する会から頂き、かやぶきの里保存基金に積立しようとするものであります。

繰入金につきましては、株式会社虎屋への工場用地売却などに伴いまして、土地取得事業特別会計繰入金469万円や財政調整基金繰入金4, 280万5, 000円の減額、減債基金繰入金2, 154万1, 000円の減額などで、5, 965万6, 000円を減額いたしております。

諸収入につきましては、土地改良事業三俣川地区換地清算金2, 000万円、住民参加まちづくりファンド助成金1, 100万円などで3, 581万1, 000円を追加いたしております。

市債につきましては児童福祉施設整備事業債で、財源の組み替えなどにより2, 290万円の減額、株式会社虎屋に係ります企業支援事業債5, 800万円の減額、殿田小学校改築に係ります義務教育施設整備事業債6, 340万円等の減額等で、1億7, 870万円を減額いたしております。

次に第2表、地方債補正につきましては、市債でご説明いたしました起債の補正に伴うものであります。

以上が、一般会計補正予算（第3号）の主な内容であります。

次に、国民健康保険事業特別会計ほか6特別会計並びに上水道事業会計について、ご説明を申し上げます。

議案第118号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ8, 040万9, 000円を追加し、歳入歳出予算総額37億8, 323万1, 000円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては保険給付費で、一般被保険者療養給付費4, 500万円の追加、諸支出金で過年度国庫支出金返還金1, 209万円の追加などであります。

歳入につきましては国庫支出金で、療養給付費等負担金1, 234万円、一般会計繰入金と国民健康保険事業基金繰入金を合わせまして6, 490万9, 000円を追加しております。

以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容であります。

次に、議案第119号、老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億615万9, 000円を追加し、歳入歳出予算総額を43億525万9, 000円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、医療諸費の医療給付費8, 600万円の追加、医療費支給費で1, 500万円の追加などであります。

歳入につきましては、支払基金交付金の医療費交付金で5, 252万円の追加、国庫

支出金の医療費負担金などで3, 232万円を追加しております。

以上が老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容であります。

次に、議案第120号、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ728万3, 000円を追加し、歳入歳出予算総額を30億3, 532万8, 000円とするものでございます。

主な内容といたしましては歳出で、人件費の補正に伴い一般管理費で728万3, 000円の追加、保険給付費では介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費のそれぞれの項目で組み替えを行っております。

歳入につきましては、国庫支出金と府支出金の介護給付費負担金で組み替えを行っております。また、一般会計繰入金728万3, 000円の追加などを計上いたしております。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容であります。

次に、議案第121号、市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ30万5, 000円を追加し、歳入歳出予算総額を5, 180万5, 000円とするものであります。

内容といたしましては歳出で、人件費の補正に伴い運行事業費で30万5, 000円を追加しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金30万5, 000円の追加を計上いたしております。

以上が、市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

次に、議案第122号、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ9, 589万8, 000円を追加し、歳入歳出予算総額を11億3, 413万5, 000円とするものでございます。

主な内容といたしましては歳出で、総務費の施設管理費で2, 160万1, 000円の追加、事業推進費で1億72万円の減額、公債費で繰上償還など1億6, 332万円の追加などの補正であります。

歳入につきましては、基金繰入金1億円の追加、諸収入で2, 317万円の追加、市債の簡易水道事業債で2, 020万円の減額などを計上いたしております。

第2表、地方債補正では、借換債に係る6, 780万円の追加及び事業債の減額に伴い変更を行っております。

以上が、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容であります。

次に、議案第123号、下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3, 156万5, 000円を減額し、歳入歳出予算総額を33億6, 954万4, 000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、歳出では総務費の特定環境保全公共下水道施設管理費で895万5, 000円の減額、事業費の事業管理費で2, 480万円の減額などを

計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金の流域関連公共下水道事業費補助金などで2, 200万円の追加、一般会計繰入金で1, 893万7, 000円の減額、市債の下水道債で3, 480万円の減額などを計上いたしております。

第2表、地方債補正では、市債の変更に伴い限度額の変更を行っております。

以上が、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容であります。

次に、議案第124号、土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

土地取得事業特別会計予算につきましては、株式会社虎屋の工場用地を南丹・京丹波地区土地開発公社から買い戻し、それを虎屋に売却したものであり、それに伴い用地取得費の減額と売却差金等を一般会計に繰り出しするもので、3, 400万円を減額し、歳入歳出予算総額を6億4, 130万円にしようとするものであります。

以上が、土地取得事業特別会計補正予算（第2号）の内容であります。

次に、議案第125号、平成19年度南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第3条、収益的収入で468万2, 000円の増額、第3条、収益的支出では962万3, 000円の減額をしようとするもので、第3条の収入総額が4億4, 091万9, 000円、支出総額が4億450万3, 000円となり、差引きますと3, 641万6, 000円の収益となります。

次に第4条、資本的収入では1, 746万8, 000円の減額、第4条、資本的支出では1, 651万5, 000円の減額をしようとするもので、第4条の収入総額が2億2, 080万4, 000円、支出総額が4億3, 892万円となり、差引2億1, 811万6, 000円の収入不足につきましては、減債積立金取り崩し3, 595万1, 000円及び当年度分損益勘定留保資金1億8, 216万5, 000円で補填しようとするものでございます。

以上が、上水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容であります。

以上をもちまして、一般会計他7特別会計および上水道事業会計の補正の主な内容とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議をいただきご可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

日程第5 平成19年9月定例会への提出に係る議案第88号から議案第97号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第5「議案第88号から議案第97号までの南丹市の平成18年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定について」を議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

村田決算特別委員長。

○決算特別委員長（村田　正夫君）　決算特別委員会に付託をされました議案第88号から議案第97号まで、平成18年度南丹市一般会計、特別会計及び企業会計決算認定について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

本委員会は、9月定例会において付託を受けた決算議案について、10月10日に全体会を開催しました。市長をはじめ幹部職員の出席を求め、冒頭永口会計管理者から各会計決算の概要説明を受けたあと、各分科会に審査を付託、10月12日と15日には総務分科会、17日と18日には産業建設分科会、19日と22日には厚生分科会を開催し、それぞれ担当部課長の出席を求め、事務事業の執行状況や財源の確保、さらにその行政効果等について、慎重に審査をいたしました。続いて、10月30日に市長をはじめ副市長、部長の出席を求め全体会を再開し、各分科長より審査報告を受けたのち、各会派より1、2名の代表による総括質疑を行いました。その質問事項は以下のとおりです。

①事業実績報告書の記載方法について。②八木町中川氏の固定資産税不課税、八木町氷所の普通河川が占用されていることへの対応と占用料を徴収していない理由について。③南丹市の一般廃棄物、家庭ごみ処理の今後の方針と、亀岡市と京都市への処分委託状況について。④園部町農業公社補助金の補助目的について。⑤園部町、八木町土地改良区の今後のあり方について。⑥道路橋梁新設改良費の不用額の多い理由について。⑦少子化対策事業について。⑧国民健康保険収入未済額について。⑨虐待について。⑩財政の硬直化について。⑪18年度決算の認識と19年8月1日の組織機構改革との関係と効果について。⑫地域振興とセーフティネットについて。⑬丹波広域基幹林道の進捗と今後の課題について。⑭商品券特別会計のあり方について。⑮八木町農業公社の管理運営について。

これらに対し、市長は丁寧な答弁で対応され、市長就任後の6月議会に提出、承認された新市建設計画に基づいた肉付け予算で実行してきた点を説明。今後は、新市建設計画を踏まえ策定された総合振興計画に基づき、事業推進を行っていきたいとの方針とそれぞれの項目に対する詳細な答弁がなされたのを了といたしました。

平成18年度は、佐々木市長にとっての初年度であり、合わせて南丹市となって初めての通年決算であります。市においては、旧町の継続事業の早い完遂と、合併効果を表面化させる行政改革への期待との狭間で、また、国においても財政の健全化と三位一体改革の推進により、地方交付税と補助金の減額に苦しめられ、極めて厳しい財政運営を余儀なくされるなか、持ち寄った基金を活用し、新市の早い一体感の醸成などをを目指す着実な事務実行が推進されました。平成18年度一般会計による主な事業は、京都新光悦村推進事業、地域情報基盤整備事業、自治振興補助事業、山陰本線複線化整備事業、保育所改修事業、乳幼児医療費助成事業、すこやか手当支給事業、出産祝金事業、放課後児童健全育成事業、生活保護扶助費、有害鳥獣捕獲支援事業、本町土地区画整理事業、園部公園拡張事業、消防水利整備事業、殿田小学校改築事業、成人式開催事業等であり、

一般会計歳入総額244億5,091円に対し、歳出総額234億8,247万8,147円で、翌年度繰越事業に充当する財源を差引いた実質収支は6億5,791万6,944円となり、黒字決算であり、単年度収支も2億1,765万9,695円の黒字となっております。

その後、討論に入り、反対・賛成討論ののち、採決に入りました。

議案第88号、平成18年度南丹市一般会計及び議案第89号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計決算は多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第90号、平成18年度南丹市老人保健事業特別会計決算、議案第91号、平成18年度南丹市介護保険事業特別会計決算、議案第92号、平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計決算、議案第93号、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計決算、議案第94号、平成18年度南丹市下水道事業特別会計決算、議案第95号、平成18年度南丹市商品券事業特別会計決算、議案第96号、平成18年度南丹市土地取得事業特別会計決算、議案第97号、平成18年度南丹市上水道事業会計決算の8会計は、全員をもって認定すべきものと決しました。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計決算すべて認定すべきものと決しましたが、審査過程での指摘事項、意見や要望を今後の市政運営の中で十分反映されるよう望むものであります。

なお、事業報告書の記載方法について、本来事業執行や行政サービスは部や課をチームとして行われるものであるので、その観点からの報告が妥当であるといえます。プラン・ドゥ・チェック・アクションの手法で、行政改革や総合振興計画の実施を図ろうとするなら、当然検証という反省、再構築という課題の絞り込みが必ず必要であり、その経過の報告を事業報告書に加えるべきではないでしょうか。検討課題としていただきたいと思います。

あとになりましたが、委員各位には21日間という長期間、また、限られた厳しい審査日程の中、連日慎重な審査と円滑な委員会運営にご協力いただき、本委員会の使命が達成できましたことに、心から感謝し厚くお礼申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、順次発言を許します。

2番、大西一三議員。

○議員（2番 大西 一三君） 皆さんおはようございます。

それでは、平成18年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対討論を

行ってまいります。

平成18年度南丹市会計は合併後初めての通年決算でございます。当初予算こそ違え、佐々木市長によります5回に渡ります補正予算による予算でもって、市行政が執行されてまいりました。言うまでもなく、決算はその予算を執行した結果、どのように成果を挙げたのか示すものであります。また、決算審査は法・条例に基づく適正な執行であったのかどうかを提出された資料に基づき、その行政効果を評価していくものでございます。こうしたことを通じまして、市の今後の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てる、そういう前向きの意義があると存じます。こうした意義と認識の下に、議案第88号、平成18年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、討論を行ってまいります。

各種財政指標を見ますと、経常収支比率は前年度より2.1ポイント増加いたしまして92.4%でございます。財政の硬直化の指標でございます公債費比率は前年度と同率の17.1%、財政の健全度を示します実質公債費比率は前年度より1.2ポイント増加をして17.0%と高い水準にあります。ともにこうした数値は高いものを示しております。弾力性に乏しく、財政の硬直化が懸念される数値でございます。合併前には、合併によりまして財政は安定していく、そしてまた、基金は合併の前の基金を1円も取り崩さないで財政運営ができるということで、そんなことを理由にして合併がなったわけでございます。ところが、この基金面では、前年度末に40億3,960万円ございましたものが、これは財政調整基金と減債基金の合計でございます。比較的自由に使えるというこの基金の合計は、18年度末4億330万円が減少をし、36億3,633万円となっております。合併前の4町の基金は52億3,388万円でしたから、すでに15億9,754万円が減少しているという状況でございます。合併して1年3ヵ月で3割の基金の減少をきたし、その上に今年も、今後も、毎年10億円以上の減少が見込まれるといったことが言われております。合併時の財政計画では、合併せず単独ならば数年で基金はなくなる、合併して南丹市となれば合併時の基金残高、すなわち貯金の額はそのまま維持をでき、むしろ増加をするという財政シミュレーションが説明されてまいりました。今では全く逆の状況でございます。

一方、起債残高は特別会計も含みます全体では、年度末670億8,590万円が、この決算時、666億2,155万円と18年度で2億7,615万円も増えた状況であります。一般会計だけをとてみると、前年度末350億8,636万円が決算時348億947万円と、18年度で2億7,689万円減少している状況でございますけれども、今後もその償還に多額の経費が見込まれるそうした状況でございます。新市建設計画の財政見通しによりますと、18年度起債は29億9,000万円と計画されておりましたものが、この18年度決算では33億9,970万円、3億円も増えている状況であります。借金、起債に耐える南丹市財政状況でございます。将来への負担が過度にならないよう、市債発行の抑制が必要でございます。こうしたことから、基金は

22年度には枯渇が予想されるといった状況を作り出し、地方債残高は高止まりの決算となっております。健全財政運営とは言い難いものでございます。新市建設計画で示された財政計画を尊重するとともに、今後の財政見通しを住民にきちっと公表して対応していくべきであります。

歳出の普通建設事業を主とします投資的経費は47億8,849万円、構成比で20.7%を占めております。引き続きの大型公共事業の推進によりまして、借金に依存した財政運営で財政の硬直化をきたしているといった状況ではないでしょうか。なかでも中心市街地再開発事業は本町土地区画整理事業として、18年度には4億7,200万円が投入されてまいりました。合併で町政から市政となり、事業も新たな展開が行われると、住民の期待もございましたけれども、従来どおり住民の意見を十分に聞くことなく、行政主導でこの間進められてまいりました。従来どおりの道路拡幅中心の再開発で、本当に商店街の活性化が実現していくのか、危惧されるところであります。

歳出で、特に指摘しておかなければならないことに、園部町農業公社への1,000万円の補助金支出がございます。園部町農業公社へは、合併によって新市に負担をかけない自立支援を図るためといたしまして、合併直前に1億円の補助金支出がされました。今、その支出が不当だとして住民訴訟が起こされております。この農業公社へ18年度におきましても1,000万円の運営委託料が支出されております。旧町時代と同じ対応でございます。この件だけでも、1億円支出の経過からいけば大きな問題でございます。ところが、その上に農業公社の18年度の決算書を見ますと、その補助金1,000万円が農機具拡充引当金に500万円、施設保守引当金に500万円、いずれも公社でも予定されていない引当金に充てられ、決算をされております。現金で内部にそのまま留保されているという状況でございます。支出は、法令、市の要綱にも反する不当なものであります。南丹市の規則に照らして、返還請求すべきものであります。

また、第3セクター、公社の18年度決算報告を見ましても、合併時に支出されました園部町振興公社への2億1,100万円、女性の館運営費としての5,000万円は、18年度末においても全く使われずにあります。特に住民訴訟として裁判になっております女性の館運営助成金は、南丹市園部国際学園センターが返すと言つて表明しているにもかかわりませず、積極的に請求すらしない市政は、市の財政の積極的確保といった点からも言語道断といえるものであります。

また、収入面では、奥るり渓の南丹市所有地を、今、るり渓温泉施設の用地として貸し付けてる状況にございます。18年度も利益を上げている園部町振興公社に対して、土地貸付料の請求をすべきであります。以前は月50万円の使用料、年間600万円の使用料収入がありました。積極的市収入確保の意味でも、請求すべきであります。

また、この18年度決算に関わって、中川泰宏衆議院議員の固定資産税問題につきましてでございますけれども、居宅等は昭和63年に建築をされ、登記は平成17年12月登記されておりますけれども、この18年度も、なぜ課税がされなかつたのか、大い

に疑問でございます。さかのぼりますと、総額450万円課税がされたものだと。そしてまた、時効ということもあって請求は約90万円、そのようなことが新聞報道されました。元町長とされる方であります。何らかの形で、市は満額請求をし、市収入として確保すべきだと思うわけでございます。

また、収入使用料及び手数料にかかわり、八木町氷所の普通河川中野谷川が幅3m、延長100mに渡り占用がされております。市の法定外公共物の管理に関する条例によりますと、年間使用料は347.8m²占有されているということですので、駐車料とみまして1m²450円をかけまして、約16万3,000円が市の収入となるべきものでございます。きちっと条例に基づき占用申請、そして占用料の請求をすべきであります。市の財産管理の厳正な管理対応が、特に必要だということを申し上げ、以上、反対討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、17番、中井榮樹議員。

○議員（17番 中井 榮樹君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

私は議案第88号、平成18年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回のこの18年度の決算は、南丹市となって最初の本格的な決算でございました。今後の南丹市を占う上においても、たいへん大切なものです。それでは今、国は三位一体改革の名の下に交付税は大きく削減をされ、国庫補助金は見直しが進み、そして、不足分を補うべき肝心の税源移譲は全く約束が果たされていないであります。これでは地方財政は成り立つはずはないであります。そんななかで、南丹市もたいへん厳しい状況下の下に虐げられているわけでございます。

さて、18年度の南丹市の歳入総額は244億5,091円であり、歳出総額は234億8,247万8,147円で、歳入歳出差引が9億1,752万6,944円となっております。そこで大筋、内容を見てみると、一つ目には19年度への繰越額2億5,961万円を控除した実質収支は、6億5,791万6,944円の黒字となっております。この黒字は京都府下、京都市を除く25市町村の中でも上位から3番目という位置づけであります。二つ目には、歳出に対する削減率も12.9%と、これも府下では上位から3番目であります。三つ目には、人件費においても昨年度に比べ、3億2,781万9,464円の減額となっており、一定の合併効果が伺われるところでございます。四つ目には、府下25市町村のうち、15の市町村が赤字を出している実質単年度収支においても、南丹市は2億1,765万9,695円の黒字を出しているわけでございます。以上の点からも、すべて4点において、大いに評価のできるものであると思ひます。

一方、財政力指数は0.323とたいへん脆弱であり、実質公債費比率も17%と上昇をし、経常収支比率も92.4%と財政構造は弾力性を失いつつ、硬直化が伺われますが、このことはすべて、今、南丹市が少子高齢化の現状を踏まえて、将来の若い人た

ちが住みやすい活気あるまちづくりのため、すなわち働く場づくりとして企業誘致に、また環境づくりとして、JR複線化や道路網、そして、情報通信基盤整備事業等に大型の投資を行っているものであり、これらの事業もあと数年で一定の目途が立つものであります。今、全国で1,788となった市町村のうち36%、すなわち全国の4割弱の501市町村が、地方債の発行に都道府県の許可が必要となる起債許可団体となっているであります。京都府下におきましても、8市町村が起債許可団体となっているところであります。南丹市の現状、大型投資の背景を考慮するにつけ、実質公債費比率17%は決して低くはありませんが、よく17%で留まると安堵をするとともに、一定の評価はすべきであると考えるところであります。しかし、18年度末の市債残高は、前年度に比べ3億9,382万1,492円の減額になったとは言え、現在高666億2,155万2,796円のことであり、南丹市民3万5,948人の一人当たりにおける負担額は18万5,300円と大きな負担となっております。今後は歳出削減に十分なる努力をされるよう要望を申し上げ、私の賛成討論といたします。

どうか議員の皆さん方の深いご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げ、私の討論を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、1番、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 皆さん、おはようございます。

私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第89号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成18年3月議会で提案されました、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算は、南丹市国民健康保険税条例の下で資産割をなくし、所得割が2%近く上がりました。しかも3月議会で審議することもなく、税率や金額が専決されてまいりました。資産の少ない、所得の低い住民の方にとっては、負担増になったと考えられます。決算書の監査意見書によりますと、17年度との比較では収入未済額17.08%増加し、現年度分の収納率は、95.04%から94.68%と0.36%低下しております。全国的にも近隣自治体でも保険証の取り上げが厳しくなってきており、この南丹市は滞納者に対しましては短期証の交付で対応しております。会計年度とは少しずれますが、短期証の交付状況を見てみると、17年6月には236世帯、18年6月には146世帯、そして、この19年6月では363世帯となっております。保険税の滞納が増えてきている、支払いたくても支払えない状況が生まれてきているのではないかでしょうか。南丹市の約半数が加入している国民健康保険は、負担可能な税額で、安心して医療が受けられるような制度でなければならないと思います。いずれは他の市町村と同じように、資格証明書の交付も検討されていくのではないかと危惧しております。悪質な滞納者以外の保険証の取り上げだけは、やめていただきたいと思います。

平成18年度決算は、4町が合併して初めての通年決算となるわけですが、今、述べ

ました状況などを勘案し、専決された条例による税率のアップした予算に基づいた、平成18年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、反対を表明し、議員諸侯の賢明なご判断をお願いして、討論を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、7番、橋本尊文議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） 皆さん、おはようございます。

議席7番、丹政クラブの橋本尊文でございます。

議案第89号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

南丹市国民健康保険は、平成19年度3月末現在7, 479世帯、市の世帯数の約56%、人口の40%が加入する南丹市の医療保険の中核をなす事業であり、また福祉の根幹を支えるものであります。市民の健康保持・増進に大きく寄与いたしております。平成18年度南丹市国保特別会計決算は歳入、34億3, 740万8, 000円、歳出は34億1, 165万2, 000円で、差引2, 575万6, 000円の黒字となっておりまして、翌年度以降の医療費の増加に備えまして1, 287万5, 000円を基金に積み立てています。この決算は国保事業の基本理念である市民の福祉の向上に、精力的に業務遂行してきている結果であると理解をいたしております。国民健康保険は相互扶助の制度であり、市民の安心・安全を守る必須の制度であります。その構造的要因から高齢者あるいは低所得者が多く、財政基盤が極めて脆弱であるといわれております。南丹市におきましても高齢化の進行は著しく、また社会経済状況の悪化は顕著であり、その結果、滞納世帯が加入世帯の10%になるという国保事業の厳しい現実が露呈をいたしております。このようななかでも南丹市は、それの方々に対しまして、資格証明書を発行するではなくて、短期証の交付によりセーフティネット効果を作り出していることは評価ができるものと思われます。市民に負担をしていただく保険料につきましても、京都府各自治体格差表によりますと、南丹市における一人当たりの平均保険料は下位に表示されており、近隣の自治体と比較をしても決して高くない数値であります。その一方で、国保加入者の高齢化は医療費給付の加速度的増加につながり、医療費給付の適正化・健全化は緊急の課題であります。

過日、厚生常任委員会の国保事業先進地視察で、静岡県小山町を訪問をし、研修をいたしましたなかで、今後の国保事業の方向性を垣間見させていただきました。この町でも国保会計において給付の増加は否めない事実であり、全国の動向と同様であります。しかしながら、老人保健給付金が過去5年間で52.5%の減少、すなわち半減以上をしているということは特筆すべき成果であろうかと思います。これは徹底した医療費分析を行い、国保加入者の高齢化が医療給付費増加の最大要因との認識を持った上で、老人の健康づくりと病気の予防を、集中的に実践をされた結果であります。このことは南丹市の保険事業のあり方を考えるとき、大いに参考にできるものと考えます。国保財政の健全化は市民の健康づくり、病気の予防が重要な要素になると思います。当局におい

ても、情熱と職務意識を強く持ち、選択と集中を行うなか、総合的見地に立ち、国保事業の積極的活動の展開を期待をいたします。

最後に国保税の滞納についても述べさせていただきます。

審査意見書によると、税の公平性、使用者負担の原則という観点から、法的措置を踏めた厳格なる対応と一層の綿密な徴収努力を望むというふうに述べられています。市民のモラルの問題、税に対する意識の欠如の問題は強く指摘する必要があり、適切な措置を、お願いをするところでもあります。しかしながら、それと同時に社会的弱者に対する配慮も大切であります。理解と寛容の精神をもった対応を、希望をするところであります。

それでは、国民健康保険事業の益々の進展、また市民福祉の向上に向けての一層の努力を、期待をさしていただきまして、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議案第88号及び議案第89号の決算認定2件を、一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって本決算は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第90号から議案第97号までの決算認定8件を一括して起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって本決算は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

○議長（高橋 芳治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、12月10日午前10時より再開して、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労でした。

午前11時17分散会
